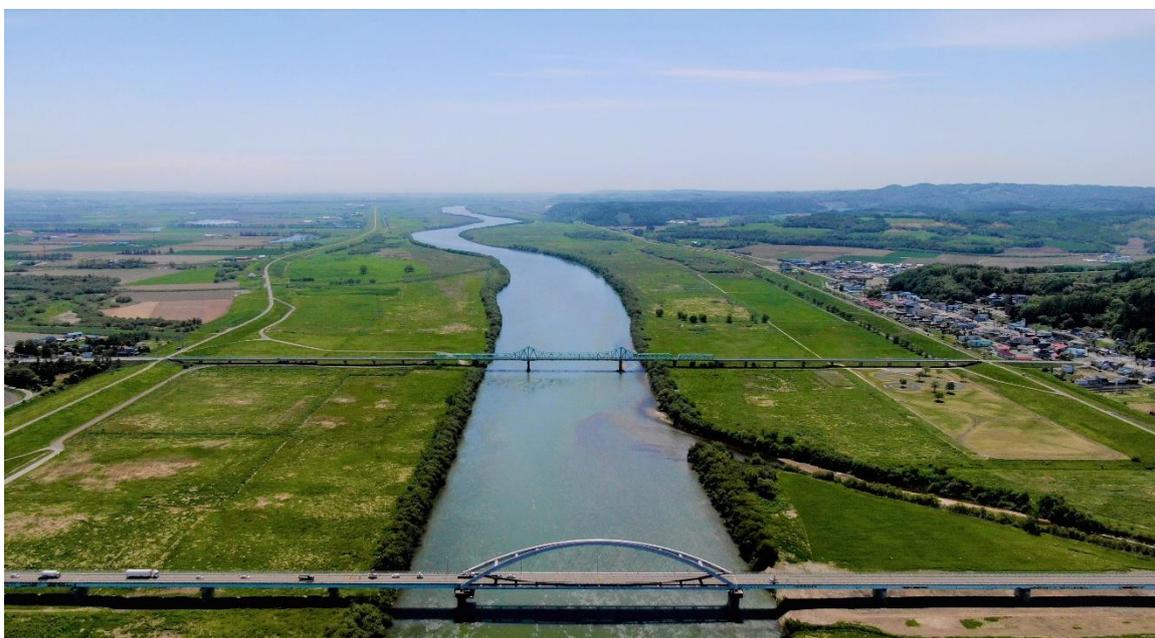


豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和8年度～令和12年度)



北海道中川郡豊頃町

目 次

| | |
|--|----|
| 1 基本的な事項 | 1 |
| (1) 豊頃町の概況 | 1 |
| ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 | 1 |
| イ 豊頃町における過疎の状況 | 3 |
| ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向 | 6 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 7 |
| ア 年齢階層別からみた人口の推移と今後の見通し | 7 |
| イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等 | 7 |
| (3) 行財政の状況 | 9 |
| ア 行 財 政 | 9 |
| イ 施設整備水準 | 10 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 11 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 12 |
| ア 人口に関する目標 | 12 |
| イ 財政力に関する目標 | 12 |
| ウ 地域の持続的発展に関する目標 | 12 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 13 |
| (7) 計画期間 | 13 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 13 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | 15 |
| (1) 現況と問題点 | 15 |
| ア 移住・定住 | 15 |
| イ 地域間交流の促進 | 15 |
| ウ 人材育成 | 15 |
| (2) その対策 | 16 |
| ア 移住・定住 | 16 |
| イ 地域間交流の促進 | 16 |
| ウ 人材育成 | 16 |
| (3) 計 画 | 17 |
| 3 産業の振興 | 20 |
| (1) 現況と問題点 | 20 |
| ア 農 業 | 20 |
| イ 林 業 | 20 |

| | | |
|----------|------------------------|-----------|
| ウ | 水産業 | 20 |
| エ | 商工業 | 21 |
| オ | 観光 | 21 |
| (2) | その対策 | 22 |
| ア | 農業 | 22 |
| イ | 林業 | 22 |
| ウ | 水産業 | 23 |
| エ | 商工業 | 23 |
| オ | 観光 | 24 |
| (3) | 計画 | 24 |
| (4) | 産業振興促進事項 | 27 |
| ア | 産業振興促進区域及び振興すべき業種 | 27 |
| イ | 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 | 27 |
| (5) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 27 |
| 4 | 地域における情報化 | 28 |
| (1) | 現況と問題点 | 28 |
| (2) | その対策 | 28 |
| (3) | 計画 | 29 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | 30 |
| (1) | 現況と問題点 | 30 |
| ア | 交通施設の整備 | 30 |
| イ | 交通手段の確保 | 30 |
| (2) | その対策 | 31 |
| ア | 交通施設の整備 | 31 |
| イ | 交通手段の確保 | 31 |
| (3) | 計画 | 32 |
| (4) | 公共施設等総合管理計画等との整合 | 33 |
| 6 | 生活環境の整備 | 34 |
| (1) | 現況と問題点 | 34 |
| ア | 水道の整備 | 34 |
| イ | 下水道の整備 | 34 |
| ウ | 廃棄物の処理 | 34 |
| エ | 消防施設 | 34 |
| オ | 公営住宅 | 35 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| (2) その対策 | 35 |
| ア 水道の整備 | 35 |
| イ 下水道の整備 | 35 |
| ウ 廃棄物の処理 | 35 |
| エ 消防施設 | 36 |
| オ 公営住宅 | 36 |
| (3) 計 画 | 37 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 38 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 39 |
| (1) 現況と問題点 | 39 |
| ア 子育て環境の確保 | 39 |
| イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 39 |
| (2) その対策 | 40 |
| ア 子育て環境の確保 | 40 |
| イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | 40 |
| (3) 計 画 | 41 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 42 |
| 8 医療の確保 | 43 |
| (1) 現況と問題点 | 43 |
| (2) その対策 | 43 |
| (3) 計 画 | 43 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 43 |
| 9 教育の振興 | 45 |
| (1) 現況と問題点 | 45 |
| ア 小・中学校施設の整備 | 45 |
| イ 集会施設、体育施設その他の社会教育施設等の整備 | 45 |
| ウ 生涯学習の推進 | 45 |
| (2) その対策 | 46 |
| ア 小・中学校施設の整備 | 46 |
| イ 集会施設、体育施設その他の社会教育施設等の整備 | 46 |
| ウ 生涯学習の推進 | 46 |
| (3) 計 画 | 47 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 49 |
| 10 集落の整備 | 50 |
| (1) 現況と問題点 | 50 |

| | |
|--|-----------|
| (2) その対策 | 50 |
| (3) 計 画 | 50 |
| 11 地域文化の振興等 | 51 |
| (1) 現況と問題点 | 51 |
| (2) その対策 | 51 |
| (3) 計 画 | 52 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 | 52 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | 53 |
| (1) 現況と問題点 | 53 |
| (2) その対策 | 53 |
| (3) 計 画 | 53 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 54 |
| (1) 現況と問題点 | 54 |
| ア 自然環境の保全及び再生 | 54 |
| イ 河川の整備 | 54 |
| ウ 海岸の整備 | 54 |
| エ 治山対策 | 55 |
| オ その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 55 |
| (2) その対策 | 55 |
| ア 自然環境の保全及び再生 | 55 |
| イ 河川の整備 | 56 |
| ウ 海岸の整備 | 56 |
| エ 治山対策 | 56 |
| オ その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 56 |
| (3) 計 画 | 57 |
| 事業計画（令和 8 年度～12 年度）過疎地域持続的発展特別事業分 | 58 |

1 基本的な事項

(1) 豊頃町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本町は、十勝地方の東南端に位置し、東は十勝川及び丘陵を隔てて浦幌町に、西は低い分水嶺によって幕別町に、北は十勝川河岸の平地を横切って池田町及び幕別町に、南西部は大樹町にそれぞれ隣接し、東南端は太平洋に臨んでいます。

総面積は、536.71 km²、東西 34 km、南北 35 kmの広がりを持ち、十勝平野の中心河川である十勝川が中央部を縦貫しています。また、十勝川の蛇行によって残された三日月湖と大小の沼が流域に点在しています。

気象は、内陸部では昼夜の寒暖差が激しい大陸性気候で、夏は比較的高温、冬は低温・乾燥の日が続き、平均気温は夏で約 20℃、冬はマイナス 10℃前後で、秋から春にかけて晴天日が非常に多いドライゾーンとなります。南部は太平洋の影響で、夏季に海霧の発生があり、雨量は少なく、積雪量は沿岸で 20 cm、内陸で 50 cmと少ない反面、凍結深度は 1 m に達します。

地勢は、町の中央部を流れる十勝川の河岸段丘と西部地域の標高約 330m を最高とする低丘陵地で形成されており、十勝川とその支流沿いに肥沃な農地が広がり、丘陵部は豊かな森林地帯となっています。

(イ) 歴史的条件

本町は、明治 13 年(1880 年)に十勝外 4 郡の戸長役場が大津に置かれて以来、令和 2 年(2020 年)に開町 140 年を迎えた十勝発祥の地です。

当時の大津地区は、戸長役場の設置により十勝における行政上の中心的存在となっており、また、函館と十勝を結ぶ諸物資輸送や十勝内陸地帯の開拓地に入植する移住者の交通上の要所として発展していました。

本町内陸部の開拓は、明治 25 年に富山県人によって始められ、明治 30 年には二宮尊親率いる福島県人が二宮農場を開墾しています。

二宮尊親の祖父「二宮尊徳」の報徳のおしえをよりどころとした開拓精神は、今なお受け継がれ本町発展の礎となっています。

昭和 30 年には町村合併により大津村の一部が豊頃村に編入され、昭和 40 年には町制が施行されました。その後、令和 7 年(2025 年)に町制施行 60 周年を迎えました。

しかし、人口は昭和 30 年をピークに次第に減少し、昭和 45 年には過疎指定町村となり、旧大津村地区が山村振興地域に指定されています。

このように、本町の大津地区は、十勝開拓の玄関口として、また漁業の拠点基地として発展し、内陸部は農業を中心とする第1次産業を基軸に発展してきました。

(ウ) 社会的条件

豊頃町の交通道路網は、国道が2路線・道道が10路線で、これに連絡する町道は280路線であり、町道の舗装率は64.3%（令和6年度）と低いですが年次計画により着実に整備されています。

JR根室本線は、町の東北部を走っており、町内に豊頃駅・十弗駅が設置されています。

また、本町の公共交通は、民営の路線バスは運行していませんが、スクールバスとの混乗方式による町有バス2路線、茂岩市街と豊頃市街を結ぶコミュニティバス、農村地区を巡回する患者輸送車の運行により町民の交通機関が確保されています。

(エ) 経済的条件

農林水産業などの第1次産業は、本町の基幹産業として経済を支える大きな柱ですが、気候変動による異常気象や温暖化の影響をはじめ、後継者不足による担い手の減少や高齢化、産地間競争の激化などにより、非常に厳しい状況に置かれています。

畑作では、麦類・豆類を中心に甜菜・馬鈴薯などの畑作4品の作付が主流になっており、畜産は、乳牛と黒毛和種の飼育が盛んで、畜産生産額の9割が生乳となっています。

森林面積は、町総面積の6割を占め、林業生産活動の中心となる人工林帯や大径木の広葉樹が林立する天然林樹林帯など多種多様な林分構成となっており、公益的機能と木材等生産機能の高い森林の造成を進めています。

秋サケ定置網漁業を主流とする本町の水産業は、第4種漁港の大津漁港が昭和54年から供用開始になり、大型魚礁の設置など水産基盤整備事業の実施とともに、第2次大津地域マリンビジョン計画を中核とする特定漁港漁場整備計画に基づき、漁港を中心とした地域の総合振興を進めています。

商業では、小規模事業者の主要業種である飲食業やサービス業、宿泊業、小売業は、人口減少による需要の縮小、経営者の高齢化や後継者不足に伴い、廃業を余儀なくされる事業者が増え、通信販売やインターネットなどによる電子商取引の急速な進展・拡大とともに消費行動の広域化が進み、近隣市町への購買力の流出と町内購買力の低下が深刻化しています。また、これらにより高齢者を中心とした買い物弱者への対策が課題となっています。

イ 豊頃町における過疎の状況

(ア) 人口の動向

本町の人口は、昭和 30 年をピークに減少の一途を辿っており、昭和 40 年以降の我が国の高度成長により産業構造が大きく変化し、町内でも生産基盤の弱かった第 1 次産業の減少や若年労働者が都市部に流出しています。

国勢調査による昭和 55 年と令和 2 年の人口を比較すると、40 年間で約 52% に大幅に減少しており、年齢別人口構成では、65 歳以上の高齢者の人口比率が 39.4% (令和 2 年) と増加している反面、年少人口と生産年齢人口の比率は年々減少しています。

産業別人口では、人口の減少に伴い全体の就業者数も大幅に減少しています。また、産業別割合では第 1 次産業及び第 2 次産業において就業者の高齢化と後継者不足により減少し続けている一方、福祉、サービス業等の第 3 次産業の割合が増加していますが、就業人口は減少しています。

(イ) これまでの対策、現在の課題及び今後の見通し

本町は昭和 45 年の過疎指定以来、継続して過疎地域の指定を受け、町総合計画との整合性を図りながら、本町の基幹産業である農林水産業の発展と住民生活の安全・安心の確保を目指して、次のような様々な過疎対策事業に取り組んできました。

【移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】

本町の基幹産業である農林水産業の担い手となる人材の育成・確保を図るため、若年者の定住に向けた支援体制の構築を図り、移住促進対策として農ある暮らし移住等体験用住宅の活用など、移住者を増やすための取組みを推進しています。

特に、子育て世代の転入を促進し転出を抑制するため、妊娠時期から高校卒業まで一貫した子育て支援制度による助成により、生みやすく育てやすい環境づくりに努めてきました。

さらには、過疎地域のもたらす活動の停滞化を解消するため、姉妹都市やふるさと会、互産互生事業、大学連携などを通じた交流人口の拡大を図っています。

【産業の振興】

農業では、高収益な地域農業の確立を図るため、明・暗渠事業の土地基盤整備をはじめ堆肥の有効利用による土づくりや、農用地の集積化、有害鳥獣対策の強化など、経営基盤の安定に努めてきました。

林業では、昭和 30 年代に大量に植林されたカラマツの保育を行い、優良

森林の造成と国土保全を図るため造林事業を実施してきました。

水産業では、水産資源の安定確保を図るため種苗中間育成放流を推進し、つくり育てる漁業への転換を推進しています。

また、大津漁港では地震・津波対策を進め、将来にわたる安定的な生産拠点づくりを進めています。

商工業では、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少により、従業員の確保が困難になるとともに、町内購買力が低下していることからプレミアム付き商品券の発行など、商業活力の活性化を図っています。

観光・レクリエーションでは、観光資源の充実を図るため、周遊できる観光ルートの整備や四季を通じた観光開発・魅力あるイベントの開催・物産開発などに取り組んできました。また、オーバーツーリズム対策として、関連施設や注意喚起の看板等の整備を進めてきました。

企業誘致は、長引く景気の低迷や金融情勢の悪化などにより厳しい状況ですが、地域の特性や実情に適した業種・企業の誘致活動を粘り強く推進していく必要があります。

【地域における情報化】

高度情報化社会に対応すべく総合行政ネットワークの円滑な運用とともに、これまで地域内における光情報通信網の整備や地上デジタル放送の難視聴対策を進めてきたことにより、町内全域を光回線網によりカバーしていますが、テレワークやオンライン、ICTやAI等の利活用による利用増加に伴い、設備の増強などの基盤整備を継続的に進める必要があります。

【交通施設の整備、交通手段の確保】

生産機能の活性化や地域内における生活環境の改善、さらには地域間交流の促進を図るため、町道・農道・林道の整備を重点的に行ってきていますが、町道の舗装率が64.3%（令和6年度）と依然低いことから今後とも年次計画による整備が必要となっています。

また、町民の交通手段としてコミュニティバスや患者輸送バスを運行していますが、公共交通空白地域の解消など町民の足としての総合的かつ効果的な運行体制の検討・構築が必要となっています。

【生活環境の整備】

快適で豊かさを実感できる生活環境の提供とともに定住人口拡大のため、公共上下水道の整備や公営住宅の建替え、定住促進住宅建設補助などに計画的に着手しており、今後も計画的な整備が必要です。

また、災害の防止や救急業務の高度化に対応するため、消防・救急体制及

び施設等の整備を充実させる必要があります。

【子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】

総合的な子育て支援施策として、子育て支援センターが親子交流や赤ちゃん広場、学童保育所事業等を実施し、高齢者等には地域で健康にいきいきとした生活を送ることができるよう高齢者保健福祉計画等に基づく各種事業を展開しています。

今後も、子どもを生まれやすく育てやすいまちづくりと高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりをさらに進める必要があります。

【医療の確保】

本町では、町立豊頃医院、町立大津診療所及び町立歯科診療所の3箇所ですべて一次医療を担っており、高齢者等の通院手段の確保のため、患者輸送車を運行しています。

今後も高齢化社会の医療需要に対応できる医療機器や設備の充実、町外医療機関との連携等による医療体制の充実が望まれています。

【教育の振興】

本町には、小学校2校、中学校1校があり、それぞれの規模や地域の特性を生かした教育活動を行うとともに、「報徳のおしえ」を基盤とした小中連携教育に取り組んでいます。

令和6年度には、中学校校舎の改築を小学校に併設して進め、供用を開始し、教育環境の改善を図りました。今後も児童・生徒の円滑な通学や安全・安心に学習に取り組める教育環境とともに、学校給食センターの適切な維持管理と計画的な設備の更新を図る必要があります。

【集落の整備】

人口減少や高齢化の進行等により、地域の互助機能が低下し、コミュニティの維持が困難になっている地域があることから、コミュニティ活動の活性化を図るため、地域の合意により行政区の再編を検討する必要があります。

【地域文化の振興等】

本町の芸術・文化活動は、自主的に活動する個人や文化協会を中心に展開されていますが、高齢化が顕著であり、担い手の育成を図る必要があるとともに、芸術・文化の拠点である生涯学習施設「える夢館」の利用者が年々減少傾向にあるため利用拡充を図る必要があります。

また、本町には有形・無形の文化財（北海道指定・町指定）がありますが、その保護・保存・活用により、本町の特長を生かした文化の創造につなげて

いく必要があります。

【再生可能エネルギーの利用の推進】

本町においても、再生可能エネルギーの導入や地球規模の環境問題への取組みが求められており、令和 6 年 3 月に「豊頃町地球温暖化対策実行計画」の策定、「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。公共施設等への率先的導入や家畜糞尿等を利用したバイオマスエネルギーの導入、ゼロカーボン推進加速化事業補助金による町民支援などの取組を町全体で推進しており、目標達成に向け、推進する必要があります。

【その他地域の持続的発展に関し必要な事項】

以上のように、各過疎地域特別措置法等に基づき、本町の産業基盤や社会生活基盤の整備、また教育文化の振興など、本町が抱える様々な課題に対応してきましたが、近年、激甚化・頻発化する気象災害や新型コロナウイルス感染症対策など、従来では想定し得なかった災害事象にも対処できるよう、各種防災情報システムなどの情報伝達網の整備や、自主防災体制の強化など町民と行政が一体となった災害に強いまちづくりが求められています。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向

(ア) 産業構造の変化

令和 2 年の国勢調査による産業別就業者割合は、第 1 次産業 45.3%、第 2 次産業 8.9%、第 3 次産業 44.9%となっており、平成 27 年と比較すると、第 1 次産業で 0.8 ポイント、第 3 次産業で 0.5 ポイントそれぞれ増加し、第 2 次産業は 2.2 ポイント減少しています。

また、同調査による就業者人口は 1,638 人となっており、今後、人口減少・少子高齢化とともに減少が続くものと思われませんが、産業構造そのものは今後においても大きな変化はないものと推測されます。

(イ) 地域の経済的な立地特性、社会経済的発展の方向

本町は、十勝川沿いに広がる肥沃な農地と豊富な漁場である太平洋に面しており、町を横断する国道 38 号は、釧路と札幌を結ぶ北海道の大動脈として整備され、とち帯広空港から 45 分圏内と利便性の高い交通インフラが整備されています。

また、民間企業との連携により光回線などのブロードバンド環境が町内全域に整備されるなど、ICT 環境の整備が進む一方で、人口減少、少子高齢化、電子商取引などの進展により商工業が衰退し中心市街地の空洞化が進んでいます。

このような中、本町の活力を維持し持続可能な地域社会を実現していくためには、本町の基幹産業である第 1 次産業の安定的な発展を基軸に、加工・製造

業や観光などとの連携によるヒト・モノ・カネの交流を活発にしながら、町民と行政が一体となって地域経済を活性化していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 年齢階層別からみた人口の推移と今後の見通し

本町では昭和 48 年までの高度経済成長期に人口が急激に減少しており、この原因は、農業から他産業への転業による他地域への大きな人口流出があったためと考えられますが、その後も人口減少が続いています。

国立社会保障人口問題研究所（社人研）の推計によれば、本町の人口は今後も急速に減少を続け、令和 22 年には約 2,108 人（令和 2 年から約 30%減少）に、令和 42 年には約 1,429 人（令和 2 年から約 50%減少）になるものと推計されています。

そのため、令和 3 年 3 月に策定した第 5 次豊頃町まちづくり総合計画（令和 3 年度～12 年度）では、令和 12 年の目標人口を 2,576 人に設定し、人口の減少をくい止めるための各種施策を展開し、定住人口の確保を図ることとしています。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向等

本町の産業は、農林水産業を中心とする第 1 次産業を基幹産業に、第 2 次産業は建設業、第 3 次産業は小売業が主体となって地域経済を支えています。

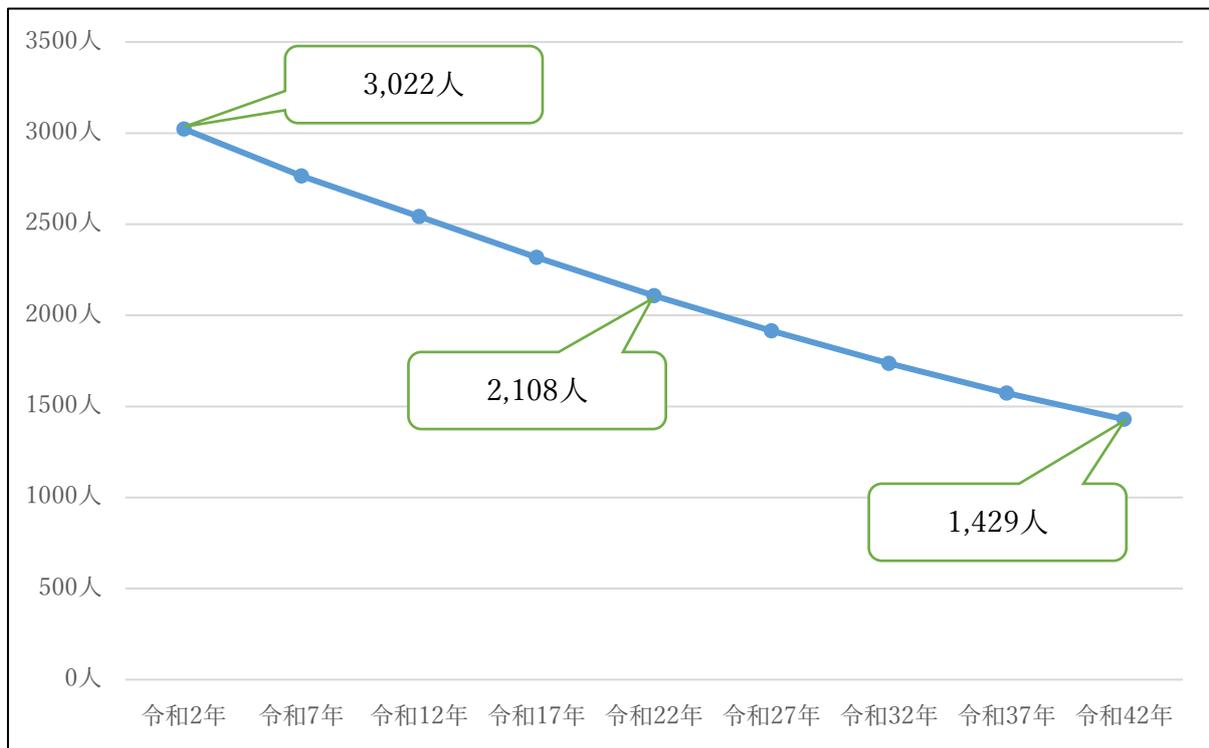
就業者人口は、令和 2 年までの直近 15 年間で 6.3%減少しており、今後も人口減少、少子高齢化とともに就業者人口の減少は続くものと思われます。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | |
|---------------------|------------|--|------------|------------|------------|------------|
| | 実 数 (人) | | 実 数 (人) | 増減率 (%) | 実 数 (人) | 増減率 (%) |
| 総 数 | 10,430 | | 6,280 | △39.8 | 5,050 | △19.6 |
| 0 ~ 14 歳 | 3,914 | | 1,496 | △61.8 | 913 | △39.0 |
| 15 ~ 64 歳 | 6,064 | | 4,202 | △30.7 | 3,237 | △23.0 |
| うち 15 歳~29 歳 (a) | 2,603 | | 1,196 | △54.1 | 696 | △41.8 |
| 65 歳以上 (b) | 452 | | 582 | 28.8 | 900 | 54.6 |
| (a)／総数 若年者比率 (%) | 25.0 | | 19.0 | — | 13.8 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 (%) | 4.3 | | 9.3 | — | 17.8 | — |

| 区 分 | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | | 令和 2 年 | |
|---------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 実 数 (人) | 増減率 (%) | 実 数 (人) | 増減率 (%) | 実 数 (人) | 増減率 (%) |
| 総 数 | 3,732 | △26.1 | 3,182 | △14.7 | 3,022 | △5.0 |
| 0 ~ 14 歳 | 459 | △49.7 | 317 | △30.9 | 294 | △7.3 |
| 15 ~ 64 歳 | 2,140 | △33.9 | 1,659 | △22.5 | 1,536 | △7.4 |
| うち 15 歳~29 歳 (a) | 434 | △37.6 | 313 | △27.9 | 296 | △5.4 |
| 65 歳以上 (b) | 1,133 | 25.9 | 1,206 | 6.4 | 1,192 | △1.2 |
| (a)／総数 若年者比率 (%) | 11.6 | — | 9.8 | — | 9.8 | — |
| (b)／総数 高齢者比率 (%) | 30.4 | — | 37.9 | — | 39.4 | — |

表 1 - 1 (2) 人口の見通し (社人研による推計値)



(3) 行財政の状況

ア 行 財 政

本町の財政は、自主財源に乏しく、依存財源の比率が高い構造にあり、年間予算の約5割を地方交付税に頼っていますが、地方交付税は増加しているものの物価高騰や円安の影響により、歳出の増加や社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策に要する経費の増加など、大変厳しい状況にあります。

歳入では、法人町民税及び法人による償却資産の減少により、地方税が減少傾向にあります。

歳出では、義務的経費の人件費や扶助費、公債費などが増加しており、経常収支比率は8割を超え、財政構造の弾力性を失いつつある状況です。

このような厳しい財政状況の中で、将来にわたって持続的発展可能な自治体運営を推進するためには、限られた財源を計画的かつ効率的に運用し、健全な財政運営に努めていくことはもとより、第5次豊頃町まちづくり総合計画及び本過疎地域持続的発展市町村計画に盛り込まれた過疎地域からの脱却に資する事業の円滑な推進を図るために過疎債の充当を期待するものです。

イ 施設整備水準

これまでの本町まちづくり総合計画や各過疎地域特別措置法等に基づく事業実施により、町道、学校、水道・下水道、町営住宅、情報通信基盤等が計画的に整備され、安全で快適な生活環境づくりが図られていますが、町内の国道及び道道の改良舗装率が100%であるのに対し、町道は改良73.5%及び舗装63.9%という状況になっています。また、本町の水道普及率96.9%及び水洗化率92.8%はともに全道の普及率を下回る状況となっています。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成27年度 | 令和元年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 4,917,819 | 4,853,135 | 6,030,897 |
| 一般財源 | 3,233,956 | 3,075,546 | 3,948,894 |
| 国庫支出金 | 355,164 | 364,308 | 718,237 |
| 都道府県支出金 | 261,592 | 347,275 | 438,977 |
| 地方債 | 563,784 | 338,567 | 541,250 |
| うち過疎対策事業債 | 258,300 | 244,100 | 260,200 |
| その他 | 503,323 | 727,439 | 383,539 |
| 歳出総額 B | 4,774,429 | 4,747,527 | 5,920,202 |
| 義務的経費 | 3,029,671 | 3,025,135 | 3,483,276 |
| 投資的経費 | 975,339 | 1,144,421 | 1,609,580 |
| うち普通建設事業 | 970,964 | 1,137,142 | 1,609,580 |
| その他 | 769,419 | 577,971 | 827,346 |
| 過疎対策事業費 | 482,295 | 485,935 | 452,043 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 143,390 | 105,608 | 110,695 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 30,849 | 0 | 7,803 |
| 実質収支 C - D | 112,541 | 105,608 | 102,892 |
| 財政力指数 | 0.179 | 0.223 | 0.206 |
| 実質公債費比率 | 9.0% | 7.0% | 9.1% |
| 起債制限比率 | - | - | - |
| 経常収支比率 | 77.4% | 83.9% | 84.7% |
| 将来負担比率 | - | - | - |
| 地方債現在高 | 4,761,508 | 4,785,364 | 6,305,525 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和 2 年度末 | 令和 6 年度末 |
|---------------------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| 市 町 村 道 | | | | | |
| 改良率 (%) | 52.0 | 66.5 | 72.3 | 72.9 | 73.5 |
| 舗装率 (%) | 25.5 | 47.8 | 57.9 | 62.4 | 63.9 |
| 農 道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | 28,896 | 26,589 | 26,589 | 26,589 |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 3.5 | 2.9 | 2.8 | 2.8 | 2.8 |
| 林 道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | 82,871 | 75,811 | 77,951 |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 2.8 | 3.6 | 4.0 | 3.4 | 3.5 |
| 水道普及率 (%) | 72.2 | 91.4 | 94.2 | 94.7 | 96.9 |
| 水洗化率 (%) | — | 39.8 | 52.7 | 90.2 | 92.8 |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床) | 3.7 | — | — | — | — |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

今日の社会・経済情勢は、景気の後退や深刻な人口減少の影響等により、農山漁村を中心とする過疎地域においては、一定の収入が確保できる雇用の場が減少してきたこと、地域公共交通や医療など生活を支えるサービス水準の維持が難しくなってきたことなどから、地域の自主的な取組みを支える社会基盤の整備についても都市部との格差が広がり、地域の魅力が薄れ、さらに人口が減少するという悪循環に陥り、将来の生活に強い不安を抱く住民も少なくありません。

これらの課題に的確に対応しつつ、魅力的で自立・持続可能な町政を行うためには、本町がこれまで進めてきた過疎対策の継続はもとより、「第5次豊頃町まちづくり総合計画」や「第3期豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和8年度～12年度）」などとの整合性を図り、本町特有の各種地域資源を持続可能な形で活用しながら、基幹産業と快適な生活環境の整備をはじめ、公共交通の確保、地域コミュニティの維持・活性化、人材の育成・確保など様々な支援策を推進するほか、さらなる情報化の推進と技術革新の利活用、防災・防犯体制の強化、地域間交流の推進、広域行政・連携の推進などの対策を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う「新しい生活様式」や「北海道スタイル」の実践のほか、「持続可能な開発目標 SDGs」達成に向けた新たな取組

みなどに配慮しながら、持続可能な地域社会の形成と地域活力のさらなる向上を図るため、多様な主体との連携による協働のまちづくりを進めます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

令和 2 年の国勢調査による本町の総人口は 3,022 人となっており、平成 27 年の 3,182 人から、5 年間で 160 人 (5.0%)、1 年当たり約 32 人減少し、平成 27 年以前の減少率よりは鈍化しているものの人口減少が続いている状況です。

これまでの各過疎地域特別措置法等に基づく施策や、第 5 次豊頃町まちづくり総合計画などによる出産や子育て、教育、移住・定住等に関する支援策を推進したことなどにより、近年は人口減少率がさらに鈍化しています。

人口の目標としては、令和 12 年度までに、純移動率の転入 2 割増加及び転出 2 割抑制を図り、年間約 20 人の純移動数の増加を目指すとともに、合計特殊出生率 1.80 を達成することにより、第 5 次豊頃町まちづくり総合計画における総人口の目標を 2,576 人と設定しています。令和 12 年度の人口については、令和 8 年 3 月に改訂した豊頃町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口の将来展望において令和 12 年の人口を 2,598 人と想定しています。

イ 財政力に関する目標

将来にわたって持続可能な自治体運営を推進するため、限られた財源を計画的かつ効率的に運用し健全な財政運営に努める必要があります。

そのためには、行政改革の推進及び行政評価システムの導入等に基づく事務事業の見直しなどにより経常経費を抑制し、次世代に過度な財政負担を残さないよう、行政事務の改善と費用の削減を図るとともに、継続して安定的な財政運営が図られるよう、基金の確保に努めていきます。

ウ 地域の持続的発展に関する目標

子どもから高齢者まで、町民一人ひとりがともに支え合い、安心して健やかにいきいきと暮らせる、小さくても活力のある町の実現のため、令和 12 年度を目標年とする「第 5 次豊頃町まちづくり総合計画」を令和 3 年 3 月に策定し、本町の持続的発展を図るため必要な各種施策を展開していきます。

同計画における本町の将来像を『やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ』とし、その実現に向け次のように 5 つの分野別目標を定め推進することとしています。

(ア) 快適で魅力あるまちづくり

良好な環境の保全と利便性・安全性の向上を図り、誰もが「住んでみたい」

「住んでよかった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。

(イ) 豊かな資源を生かしたまちづくり

豊かな資源を生かし、農林水産業と商工業、観光の連携、互産互生の取り組みを進めながら、産業を支える人材の育成を図り、活力ある産業の振興を進めます。

(ウ) 躍動感あふれる人づくり

生涯にわたる学びを通じて、様々な分野で活躍する人づくりを進めるとともに、町民一人ひとりがいきいきと活動するまちづくりを進めます。

(エ) 健康で心ふれあうまちづくり

保健・医療・福祉の連携と充実を図り、子どもから高齢者まで健やかに暮らせ、全ての町民が互いの個性を尊重し、ともに支え合う共生社会づくりを進めます。

(オ) みんなが力を合わせるまちづくり

町民と地域、行政が一体となって、夢と課題を共有しながら、ともに知恵と力を出し合い、自立可能・持続可能なまちづくりを進めます。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本過疎計画に関連する施策の評価については、町民参加によるまちづくりを推進するため町内の各種団体の代表者等を構成員に設置している「豊頃町ふれ愛タウン推進会議」において、毎年度、まちづくり総合計画などの進捗管理とともに、事業ごとにPDCAサイクルに基づいた評価と点検を行い、その実効性の確保を図るものとします。また、目標の達成度確認のため3年を目途に町民アンケートを実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本過疎計画の推進に当たっては、平成29年3月に策定した豊頃町公共施設等総合管理計画（令和3年度～8年度）（以下「公共施設等総合管理計画」という。）に適合するよう整合性を図りながら、公共施設の整備や更新、維持管理、統廃合、長寿命化などを計画的に進めていきます。

なお、公共施設等総合管理計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方の中で、公共施設の維持管理・修繕・更新等の実施方針を次のように定めています。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 (P.25)

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率、役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。なお、実施に当たっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証したうえでトータルコストに配慮することとします。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

本町は、少子高齢化の急速な進行や若者の流出等に伴い、毎年人口が減り続け、国立社会保障・人口問題研究所が発表した資料によると、令和 22 年には 2,108 人、令和 42 年には 1,429 人にまで減少すると推計されています。

人口減少に歯止めをかけるためには、町外への人口流出を減らすことはもとより、U・J・I ターン者等の移住を促進する必要があり、新規起業の支援や雇用の場の確保、移住者に対する地域の支援など、受入体制の整備も課題となっています。

また、定住・移住者を増やすためには、誰もが住み続けたいと思えるようなまちづくりを総合的に進める必要があります。

イ 地域間交流の促進

本町では、昭和 58 年に福島県相馬市、昭和 59 年に富山県滑川市と姉妹都市盟約を締結し、小学生の派遣交流や物産交流、不定期での町民派遣交流を実施しており、開町 110 年を契機として発足した札幌豊頃会並びに東京豊頃会においては、毎年交流会を開催しているほか、会員を対象に豊頃産品の販売などを行っています。

また、平成 30 年には「互産互生」協定を掛川市との間で締結し、互いの商品の「モノ」から「ヒト」「コト」へ地域外の需要の取込みによる事業を展開していますが、地域経済への波及効果は少ない状況です。

ウ 人材育成

輸入増加等による価格低迷や産地間競争の激化など、農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、従事者の高齢化は急速に進行し、経営戸数の減少とともに担い手が減少しています。また、これにより町内購買力が低下し地域の活力が徐々に減退してきています。

次代を担う多様な担い手の育成・確保などを目的に、平成 18 年から「担い手サポート協議会」を設置し事業を展開していますが、地域活力を維持・向上させるためには、異業種交流による新規就業者の確保、配偶者対策の実施などさらなる支援体制の整備と内容の充実・強化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

①住んでみたい、住み続けたいと思う環境の整備に努めます。

※過疎地域持続的発展特別事業：空き家・空き地利活用事業補助
：定住促進等住宅取得補助事業
：定住促進賃貸住宅建設事業
：町外通勤者助成事業

②本町の日常や、町内に住む人同士のつながり、暮らしの様子をホームページやSNSを利用し、情報発信します。

※過疎地域持続的発展特別事業：定住、移住促進に関する情報の発信

③進学を機に本町から離れていった子どもたちが、将来、本町に戻って来たいと思える環境を整備します。

※過疎地域持続的発展特別事業：就業者促進事業補助

④移住者同士や移住者と町民、移住者と仕事をつなげる取組みを行います。

⑤新規起業・継業・移業・多業などの起業家に対して総合的な支援を行います。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|-----------------|-----|-----|--------|
| 転出者の抑制（5年間累計人数） | 921 | 740 | 住民基本台帳 |

イ 地域間交流の促進

①交流活動への支援や交流団体の育成・支援を行い、交流人口の拡大を図ります。

②ふるさと会（札幌会並びに東京会）、町内進出企業等との交流活動を推進します。

③大学連携による交流及び関係人口の拡大を図ります。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|--------------------|-----|-----|------|
| 姉妹都市間の年間交流人口(延べ人数) | 72 | 80 | 実績 |

ウ 人材育成

①多様な担い手を育成するため、支援組織間の連携と支援内容の充実・強化を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------------------------|---|---------|----|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成 | (2) 地域間交流 | 少年親善使節団派遣、受入 姉妹都市小学生相互交流事業 | 町 教委 | |
| | | 交流活動への支援 姉妹都市訪問町民ツアー支援 | 町 | |
| | | 国際姉妹都市交流事業 中学生派遣、文化交流訪問団派遣・受入 | 町 教委 | |
| | | ふるさと会及び進出企業等との交流推進 | 町 | |
| | | 互産互生事業等による総合的な交流 | 町 | |
| | (3) 人材育成 | 担い手サポート協議会への支援 | 町 | |
| | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 | 空き家・空き地利活用事業補助 (事業内容) 町の空き家等情報バンクを利用して 空き家等を購入し居住した個人に対し て助成する。 (事業の必要性) 空き家・空き地の有効活用と移住・定 住を促進する必要がある。 (事業効果) 空き家・空き地の有効活用と移住・定住の 促進が図られる。 | 町 | |
| | | 定住促進等住宅取得補助事業 (事業内容) 町内で住宅を建築又は購入した者に 対しその費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 人口流出や住宅不足、空き地解消に 向けた取組みが急務となっている。 (事業効果) 住宅取得の際の負担が軽減されるこ とにより、住宅取得者が増加し人口流 出の減少が図られる。 | 町 | |

| | | |
|---|---|--|
| <p>定住促進賃貸住宅建設事業 (事業内容) 町内に賃貸住宅を建設する者に対して必要な助成措置を講じる。 (事業の必要性) 賃貸住宅の建設を助長し、住環境の整備と町内への定住促進を図る。 (事業効果) 住環境が充実されることにより、町内への定住が促進される。</p> | 町 | |
| <p>町外通勤者助成事業 (事業内容) 町内居住者が町外の職場へ通勤するために要する経費の一部を助成する。 (事業の必要性) 人口減少に歯止めをかけるため町外へ通勤する者の負担軽減を図る必要がある。 (事業効果) 町外への通勤に要する経済的負担が軽減されることにより、定住促進が図られる。</p> | 町 | |
| <p>定住、移住促進に関する情報の発信 (事業内容) 移住相談、移住フェアをはじめとするPR活動、移住等体験用住宅の運用を行う。 (事業の必要性) 移住者の確保を行うことにより、人口減少対策と町の活性化を図る。 (事業効果) 移住対策を積極的に実施することにより、移住者の増加が期待できる。</p> | 町 | |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>就業者促進事業補助 (事業内容) 本町へ転入し就業した者に対して転居費用及び奨学金返済の一部を助成する。</p> <p>(事業の必要性) 定住人口を確保するため、転入費用及び奨学金返済の一部を助成することにより、本町への転入者の増加を図る。</p> <p>(事業効果) 転入費用及び奨学金返済の一部を助成することにより、本町への転入が促進され、定住人口の増加が図られる。</p> | 町 | |
|--|--|---|--|

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町は、十勝川の最下流に位置し、十勝川に沿って拓けた泥炭地帯で、河川勾配が緩やかなことから地下水位が高く、農地の排水性が悪いため湿害等の被害が生じてきました。このため、国営・道営等の事業により、農業基盤整備を進め優良農地の確保に努めてきましたが、農業機械の大型化や泥炭土壌に起因する特殊事情により、整備された暗渠排水の機能が低下し、異常気象等の影響により農地の過湿被害が生じています。

さらに、多様な担い手の育成・確保、スマート農業の推進など、農業の生産力と競争力の一層の強化に向けた取組みが必要となっています。

農作物では、規模拡大や労働力不足から過作傾向にある作物もあり、新たな作物の導入を含め、個々の耕作面積に適した輪作体系の確立が必要となりますが、さらなる経営規模拡大のため、コントラクター事業を含めた機械の共同利用の推進と従業員の確保が求められるほか、地力の維持・増進を目的とした土づくりやエゾシカによる畑作物被害対策についても有効な方策を検討していく必要があります。

酪農では、最近 10 年間で乳牛の飼養頭数は約 6%増加し、かつ一頭当たりの生産量も増加しているため、令和 6 年度の乳出荷量は約 7 万トンに達していますが、一方で規模拡大に向けた牛舎等の施設整備、良質な粗飼料の確保、乳牛資質の改良などのほか、労働力軽減のための分業化を促進していく必要があります。

また、黒毛和種の繁殖経営は、優良繁殖素牛導入や受精卵移植などの活用で、優良雄牛の保留に努めるなど飼養管理技術の向上と肉牛農家の連携による地域ブランドの確立を進める必要があります。

イ 林 業

本町の森林面積は、町総面積の約 6 割を占め、地域住民の生活に密着した山里から、林業生産活動の中心となる人工林帯、さらに大径木の広葉樹が林立する天然林の樹林帯まで、多種多様な林分構成となっており、森林の有する多面的な機能の発揮に向けて森林の整備を進めてきましたが、森林所有者の高齢化や不在村化、経営意識の低下等により、整備の行き届かない森林の増加や伐採後の造林が進まないことによる森林資源の減少が懸念されます。

ウ 水 産 業

本町の大津漁港は、昭和 54 年の開港以来、第 4 種漁港として機能拡充に向

けた整備が図られ、現在も特定漁港漁場整備計画に基づき、継続的に整備が進められていますが、本町漁業はサケ定置網による水揚額が全漁獲額の80%以上を占めていることから、多角的な経営安定化策の一つとして、種苗放流や中間育成施設の整備、漁場の造成など、資源の増大に向けた取組みを進め、栽培漁業を一層推進していくことが重要な課題となっています。

また、毛ガニ、シシャモ等の水産資源の減少やサケの来遊不振などにより、地域の活力が低下していることから、担い手の育成・確保とともに、一次加工などの付加価値を高めた生産体制の確立、販路拡大を早急に進めることが求められています。

このため、漁業者の創意と工夫を生かした漁業経営の展開を図りながら、地域の人々がいきいきと暮らせる生活環境の整備や海を生かした地域づくり、都市住民との交流体制づくりの促進など、総合的な地域の発展を目指した活力ある漁村づくりを進める必要があります。

エ 商 工 業

小規模事業者の主要な業種である飲食業やサービス業、宿泊業、小売業は、人口減少による需要の縮小、経営者の高齢化や後継者不足に伴い、廃業を余儀なくされる事業者が増加しており、さらには、通信販売やインターネット取引の急速な進展により、消費者ニーズが多様化・高度化する一方で、高齢者を中心とした買い物弱者対策が課題となっています。

また、工業においては、ここ数年、公共工事の発注が平年並みで推移しているため、比較的安定した経営となっていますが、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少により、従業員の確保がさらに困難になっていくことが予想されることから、生産体制の構築が課題となっています。

今後は、親しみと賑わいのある商工業環境を実現するため、地域ぐるみの支援体制を構築し、小規模事業者の持続的発展と地域産業の形成及び活性化を促していく必要があります。

オ 観 光

本町は多様化する観光客のニーズに十分に答えられていない状況にあり、観光によるまちづくりを推進するための人材育成や組織づくり、計画的な事業の推進などの遅れが課題となっています。

町の観光資源としては、海岸線の湖沼や湿原植物、はるにれの木、天然5種の野鳥観察、世界的に注目されている「ジュエリーアイス」などの自然的資源や、アイヌ民族史跡や二宮尊親率いる興復社による開拓の歴史などの歴史的資源がありますが、地域経済への波及効果は大きなものとは言えません。

また、ジュエリーアイス観光は、オーバーツーリズムに配慮した中で、地域住民と観光客との共生対策が必要となっています。

(2) その対策

ア 農 業

- ①優良農地の保全のため、土地改良事業を計画的に推進します。
- ②明渠排水の整備、維持管理の強化により、優良農地の保全に努めます。
- ③農地の流動化対策を進め、効率的かつ安定的な農業経営を促進します。
- ④有機物施用による土づくりと土壌診断の活用を促進し、地力の維持・増進を図ります。
- ⑤高性能農業用機械や施設の導入を促進します。
- ⑥農作業受委託体制の整備促進等により、労働力不足の解消を図ります。
- ⑦猟友会との連携強化により有害鳥獣対策を促進します。
- ⑧酪農経営規模に応じた施設整備と作業体系のシステム化など、経営の改善に向けた支援を充実します。
- ⑨家畜伝染病の発生予防を促進し、健康な乳牛・肉牛の飼養・育成を促します。
- ⑩近年の異常気象による災害や、突発的な停電に対応できる体制の整備を促進します。
- ⑪公共牧場施設の老朽化に伴い、計画的な施設整備・更新を行います。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|----------------|--------|--------|------|
| 農地集約・集積面積 (ha) | 9,653 | 9,884 | 実 績 |
| 生乳総生産量 (トン) | 69,560 | 71,500 | 実 績 |
| 農業法人数 (経営体) | 21 | 24 | 実 績 |

イ 林 業

- ①長期的視点に立った森林整備を促進するとともに、公益的機能と木材等生産機能の高い森林の造成を促します。
- ②民有林の計画的な森林整備による資源の維持を図るため、森林現況を把握し、適切な管理体制の構築を促します。
- ③森林資源の有効利用や森林整備の必要性についての町民の理解を深めるため、地域材の利用促進や木育活動等への支援など普及啓発に努めます。
- ④民有林の森林整備の奨励、森林整備の必要性などの普及啓発のため、森林環境譲与税を活用し、森林整備や普及啓発に係る経費の助成を行います。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|-----------------|--------|--------|------|
| 森林経営計画認定面積 (ha) | 15,801 | 15,850 | 実績 |

ウ 水産業

- ①漁港を中心とした持続的生産と、漁業経営の根幹となる漁場の保全整備が図られるよう関係機関へ要望します。
- ②つくり育てる漁業を促進し、付加価値を高めた生産体制の確立を促すとともに、販路の拡大を促進します。
- ③地域住民の安全な生活環境の整備を図るとともに、災害に強い地域づくりを推進します。
- ④海を生かした地域づくりを行い、物産販売などを中心とした都市住民との交流を図ります。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|------------------|-----|-------|------|
| 海面漁業の漁獲量 (トン) | 417 | 1,500 | 実績 |
| 漁業経営体数 (経営体) | 45 | 46 | 実績 |
| 漁業協同組合青年部部員数 (人) | 10 | 11 | 実績 |

エ 商工業

- ①市街地環境美化の継続と空き地・空き店舗の利用促進を図ります。
- ②商業の振興を図るため、各種対策を推進します。
※過疎地域持続的発展特別事業：プレミアム付き商品券発行事業
- ③商工会の各種活動を促進し、支援機関などと連携しながら、商業の振興を図ります。
- ④町融資制度を継続し事業者の経営安定と経営体質の強化に努めます。
- ⑤事業に従事する者や新規事業・異業種進出などの産業振興に対する支援を行います。
※過疎地域持続的発展特別事業：産業振興事業補助金による支援
- ⑥互産互生事業の拡充及びとよころ物産直売所の継続支援を行います。
- ⑦農水商工連携に対する支援を行います。
- ⑧就業の場の確保と就業機会の拡充を図ります。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|------------------------|-------|-------|------|
| 消費購買増進事業期間中の購買額（万円） | 5,400 | 5,450 | 実績 |
| 小規模事業者等の伴走型支援件数（5年間累計） | 15 | 20 | 実績 |
| 農水産物の加工開発・研究等数（事業所数） | 4 | 10 | 実績 |
| 互産互生事業の定期的な出荷先件数（件） | 3 | 6 | 実績 |
| とよころ物産直売所営業売上額（万円） | 2,310 | 2,900 | 実績 |

オ 観 光

①既存観光拠点の充実と新たな観光資源の掘り起こしを進めるとともに、これらの資源を活用したツーリズムメニュー等の調査・検討を行います。

②観光PRの拡充と魅力あるイベントの開催、観光案内所との連携により、観光客の誘導を図ります。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|----------------------|--------|--------|------|
| ツーリズムメニューの調査・開発件数（件） | 1 | 5 | 実績 |
| ツーリズムメニュー利用者人数（人） | 9 | 30 | 実績 |
| ジュエリーアイス観光客入込人数（人） | 16,900 | 20,000 | 実績 |

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------|----------------------------------|---------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 農 業 | 緊急農地基盤整備事業（補助） | 町 | |
| | | 明渠補修等の町単独事業 明渠排水維持管理、排水機場維持管理 | 町 | |
| | | 幹線明渠排水の適正管理 明渠排水整備補助 | 町 | |
| | | 土壌診断の積極的な活用促進 | 町 農協 | |
| | | 簡易堆肥盤整備事業補助 | 町 農協 | |
| | | 加工馬鈴薯共同利用施設構造転換支援事業 | 町 農協 | |
| | | 鳥獣被害防止対策の促進 電牧柵セット補助 | 町 | |

| | | | |
|------------------------|---|----|--|
| | 優良牛の確保促進 | 町 | |
| | 家畜飼養水助成等の推進 | 町 | |
| | 公共牧場の施設管理 管理運営委託 | 町 | |
| 林業 | 造林事業 新植、準備地拵 75ha 下刈 225ha 間伐等 50ha 野鼠駆除 500ha 皆伐 90ha | 町 | |
| | 民有林の森林整備に対する助成 林業活性化推進事業等 | 町 | |
| | J-クレジット制度の活用による森林カー ボンクレジットの創出 | 町 | |
| 水産業 | 漁業関連施設の整備促進 上架施設試験資機材整備 | 漁協 | |
| | 共同利用施設の機能保全 | 漁協 | |
| (2) 漁港施設 | 漁船修理施設の整備 漁船修理施設整備 | 漁協 | |
| | 漁港背後地の整備 漁港内外灯大規模改修 | 道町 | |
| | 衛生管理施設の整備 漁協建物庇設置 | 漁協 | |
| | 漁港の整備 A 重油タンク解体工事 | 漁協 | |
| (3) 経営近代化 施設 水産業 | 機器導入支援 | 漁協 | |
| (7) 商業 その他 | 市街地の環境美化 美化活動実施者への助成 | 町 | |
| | 市街地空き地、空き店舗対策 活性化対策整備、活用者支援 | 町 | |
| | 各種融資制度活用による経営安定の促進 資金融資 | 町 | |
| | 消費購買増進事業の推進 大売り出し事業補助 | 町 | |
| | 経営改善普及事業及び指導の促進 商工会運営補助 | 町 | |

| | | | |
|-----------------------------|--|---|--|
| | 融資制度等による経営安定と体質の強化 | 町 | |
| | 互産互生事業の継続、拡充 マルシェ事業等補助 | 町 | |
| | 物産直売所への支援 | 町 | |
| | 農水産物の加工開発研究に係る条件整備 ブランド化事業等補助金 | 町 | |
| | 勤労者福祉対策の推進 勤労者共済事業補助金 | 町 | |
| | 季節労働者の就業の場の確保対策 通年雇用促進協議会負担金 | 町 | |
| (9) 観光又はレクリエーション | 観光拠点の充実・新たな資源の掘起し まちなか活性化拠点施設管理等、 茂岩市街地入口遊具整備事業 | 町 | |
| | 冬期観光施設管理等 | 町 | |
| | 観光資源を有効活用するための調査、検討 | 町 | |
| | 魅力ある観光イベントの開催補助 とよころ産業まつり、夏まつり | 町 | |
| | 観光PRの充実 観光協会補助金 | 町 | |
| | 観光案内所等への支援 運営補助金 | 町 | |
| | 町内周遊ルート等の提案 推進プロジェクト補助金 | 町 | |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 | 産業振興事業補助金による支援 (事業内容) 農林水産業・商工業の事業者や継業、 移業、多業等あらゆる起業者を対象に、 人材育成、新製品開発等の取組みに対し補助金を交付する。 (事業の必要性) 人口の減少等により地域経済基盤が 縮小傾向にある中、地域活性化につな がる事業の推進が求められる。 (事業効果) 新製品開発や新規企業、異業種への 参入などによる地域経済の活性化が図 られる。 | 町 | |

| | | | | |
|--|---------------|--|---|--|
| | 商工業・ 6次産業化 | プレミアム付き商品券発行事業 (事業内容) プレミアム付き商品券の発行により 町内の消費拡大を誘発する。 (事業の必要性) 人口減少により町内需要が縮小し商 工業者が疲弊しているため、消費の町 外流出を防ぎ町内消費を喚起する必要 がある。 (事業効果) プレミアム付き商品券の発行により 町内の消費拡大が図られる。 | 町 | |
|--|---------------|--|---|--|

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興 促進区域 | 業 種 | 計画期間 | 備 考 |
|--------------|--------------------------------|-------------------------|-----|
| 豊頃町全域 | 製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、産業・観光関連施設について次のように定めています。

1 - (5) 産業・観光関連施設 (P.28)

老朽化の高い施設については、計画的な改修や修繕で、長寿命化を図っています。今後も、老朽化の進行状況や利用状況などを勘案し、総合的な長寿命化を図りながら、施設や設備等の計画的な改修・修繕により、施設機能を維持し適切な管理に努めます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年は、地域における情報化の推進状況の差が、地域文化や経済の発展に影響を及ぼすと言われており、行政が迅速に質の高いサービスを提供するためには、各種情報のデジタル化推進は大変重要な施策となっています。

本町のブロードバンド環境は、町内全域を光ファイバケーブル網により 100%網羅していますが、スマート農業の普及や I C T、A I 等の利活用、新型コロナウイルス感染症対策で加速したテレワークやオンライン会議等の利用増加に伴い、情報通信基盤の設備増強を積極的に進める必要があります。

また、町内の光ファイバは高い整備率を達成し、インフラとして確立した状態にあります。今後は、ブロードバンド設備の民間企業への移行を進めるなど、住民の通信サービスの向上を図って、効率的な運営とサービス展開を検討することが求められています。

(2) その対策

- ①町民生活の利便性の向上と産業・経済活動の活性化を図るため、情報通信基盤の整備、増強に努めます。
- ②町民サービスの向上を図るため、行政手続きなどの電子化を推進します。
- ③安全・安心な情報化社会を実現するため、情報セキュリティの強化に努めます。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|----------------------------|-----|-------|------|
| 光ファイバ芯線を利用したブロードバンド加入者数（件） | 794 | 1,180 | 実績 |

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|--|--|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 ブロードバンド施設 そ の 他 | 高度情報通信基盤の整備 光ファイバ移設等 施設保守委託 修繕料、電気料 電柱添架料 土地使用料 | 町 | |
| | | 総合行政ネットワークの有効活用 | 町 | |
| | | 役場庁舎ネットワークの整備 庁内LANシステム保守、端末更新等 | 町 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 交通施設の整備

本町の道路網は、主要幹線である国道 38 号など国道 2 路線、道道 10 路線及び町道 279 路線によって構成され、町民生活の向上、地域経済の発展に大きく寄与していますが、大型車両をはじめとする交通量の増加に伴って、国道は、路肩の拡幅改良、避讓車線の設置が望まれ、道道は、現在進められている改良整備の早急な完成が望まれています。

町道の延長は 314.5 km で改良率は 73.5%、舗装率は 63.9% と未だ十分とはいえない状況であり一層の整備が必要となっています。また、本町が管理する橋梁は 109 橋でこのうち建設後 50 年以上のものは 4.5% ですが、20 年後には 74.3% まで増加するため、老朽化する橋梁を適切に補修し、将来にわたり安全・安心な道路網を確保する必要があります。

農道の整備では、大型トラクターの普及や農畜産物の流通合理化などにより、農道網の効率的な整備が必要であるとともに、林道の整備においても、造林や伐採などの林業生産活動のほか、森林のレクリエーション利用や生活・防災上の基盤として林道網の効果的な整備が必要となっています。

今後においても町民生活や産業活動の利便性を高め、災害に強いまちづくりを進めるため、人と環境に配慮した道路整備を進めるとともに、冬季間の交通確保対策として除・排雪体制の充実を図る必要があります。

イ 交通手段の確保

本町の公共交通は、J R のほかこれと連絡する町有バスやコミュニティバスなどが利用でき、町有バスは J R 豊頃駅と大津市街間及び二宮間をスクールバスでの混乗方式で学校の開業日のみ運行し、コミュニティバスは茂岩市街と豊頃市街を中心に 1 日 8 便運行しています。

さらに、町内医療機関への通院などのため、患者輸送車を町内各方面へ運行しているほか、高齢者を対象にタクシーの利用助成を行っています。

今後は、運行数が不足している農村地区や大津市街、町内外への通院・通学への対応など、利便性の向上と公共交通空白地域の解消を図り、「町民の足」として総合的かつ効果的な運行体制を構築するとともに、J R の維持と駅の存続を要請していく必要があります。

(2) その対策

ア 交通施設の整備

- ①町道の計画的な改良・舗装及び維持補修に努めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の整備を進めます。
- ②幹線道路である国道・道道の拡幅・改良などを積極的に要請するとともに、冬季間の交通確保に努めます。
- ③農道の整備と維持管理を推進します。
- ④効率的な森林整備や適正な管理・経営を促すため、林道の整備を推進します。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|-------------|-----|-----|------|
| 町道改良延長 (km) | 231 | 235 | 道路台帳 |
| 町道舗装延長 (km) | 200 | 205 | 道路台帳 |
| 林道等延長 (km) | 95 | 100 | 林道台帳 |

イ 交通手段の確保

- ①町内及び地域間における移動手段の確保・円滑化を図り、町民生活の利便性の向上に努めます。

※過疎地域持続的発展特別事業：コミュニティバス運行事業

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|---------------------|-------|-------|------|
| 町有バスの年間利用者数 (人) | 673 | 740 | 実績 |
| コミュニティバスの年間利用者数 (人) | 4,802 | 6,000 | 実績 |

(3) 計 画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------------|-----------------|---|----------|----|
| 4 交通施設の 整備、交通手段 の確保 | (1) 市町村道 道 路 | 幌岡第 3 幹線 改良 L=1,211m 舗装 L=2,011m | 町 | |
| | | 幌岡西 2 線 改良 L=345.2m 舗装 L=606.52m | 町 | |
| | | 茂岩山手通り ロードヒーティング更新 L=36m | 町 | |
| | | 新和町 2 号支線 ロードヒーティング更新 L=45m | 町 | |
| | | 茂岩高台支線 ロードヒーティング更新 L=20m | 町 | |
| | | 道路維持補修 町道補修 | 町 | |
| | | 橋りょう 計画的な橋梁整備の推進 橋梁補修 10 橋 | 町 | |
| | | 農 道 農道維持補修 | 町 | |
| | (3) 林 道 | 林業専用道開設 6 路線 L=2,500m 報徳 4 号線 湧洞 2 号支線 湧洞 3 号支線 久保 4 号線 農野牛 1 号線 農野牛 2 号線 | 町 | |
| | | 林道改良等 6 路線 幹線林道久保長節線 幹線林道農野牛線 幹線林道平和線 幹線林道茂岩線 幹線林道長節湧洞線 幹線林道礼作別線 | 町 | |
| | | 森林管理道二宮線開設事業 測量設計 L=1,440m 本体工事 L=2,260m | 町 | |

| | | | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------|---|--|
| | | 森林管理道大津長節線開設事業 本体工事 L=180m | 町 | |
| (9) 過疎地域持続 的發展特別事業 公共交通 | コミュニティバス運行事業 (事業内容) コミュニティバス運行により、町内 公共交通体系の整備・充実を図る。 (事業の必要性) 公共交通の希薄な本町において、運 転免許を持たない交通弱者に対する交 通手段の確保を図る必要がある。 (事業効果) 交通不便を緩和することで、住民生 活の活性化と移動手段の利便性向上が 期待できる。 | | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めることとして、次のように定めています。

2 - (1) 道 路 (P.30)

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

2 - (2) 橋 梁 (P.30)

本町が管理する橋梁は 113 橋で、今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成 25 年度に策定した「豊頃町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成 26 年 3 月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道の整備

本町の水道は茂岩簡易水道及び幕別町、浦幌町からの一部給水により、町内全域に供給できる体制にあり、令和7年3月末の給水人口は、2,637人、普及率は97%となっています。

施設は設置後長年経過しているため、平成29年度から基幹的施設改良事業により、計画的に配水管路、電気・機械設備の更新を行っていますが、今後も計画的に整備を行い安定した水道水の供給及び健全な経営を進める必要があります。

イ 下水道の整備

本町の下水道区域は、大津処理区35.4ha、茂岩処理区104.6haで、1日当たりの汚水処理量は、大津処理区41m³、茂岩処理区431m³であり、処理区内の約9割の世帯が排水施設を設置していますが、未設置世帯の多くは高齢者世帯のため、普及が伸び悩んでいる状況にあります。

下水道区域以外の水洗化は、農村部を中心に合併処理浄化槽の設置に対する助成により、約7割の整備が進んでおり、下水道と浄化槽を合わせた汚水処理人口普及率は84%となっています。

今後は安全・安心・快適な生活環境を実現するため、生活排水処理基本計画に基づき、計画的な汚水処理を推進するとともに、老朽施設の機能の保全・向上のため、下水道ストックマネジメント計画に沿って適正な維持管理を進める必要があります。

ウ 廃棄物の処理

本町の一般廃棄物は分別収集の徹底により3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、家庭系ごみは十勝圏複合事務組合において広域処理を行うとともに、事業系ごみは、専門業者により回収・処理されており、家庭などから排出されるし尿は、許可業者により収集・運搬され十勝川流域下水浄化センターで共同処理されています。

今後も、広域的な連携のもと、廃棄物の適正な処理体制の維持・充実に努める必要があります。

エ 消防施設

本町の消防対策は、十勝圏域で構成しているとかち広域消防事務組合と非常備消防団が設置されており、豊頃町地域防災計画・水防計画に基づいた消防施設の計画的な整備が必要とされています。特に、消防庁舎については老朽化が

著しいため、施設の機能向上を含めた改築を進める必要があります。

また、救急業務は年々増加の傾向にあることから、住民を対象に救急救命士などによる普通救命講習やAEDの取扱講習を実施するなど、初期救命手当の普及を図る必要があります。

今後も安全・安心な暮らしを守るため、救命救急体制の充実を図るほか、消防車両、消防施設等の計画的な更新を進める必要があります。

オ 公営住宅

本町の町営住宅入居率は9割を超えていますが、現在の町営住宅は、耐用年数を超過している住宅が全体の4割を超え、耐用年数の半分を超過している住宅を合わせると6割を超えています。

今後は、町内の人口・世帯数を考慮しながら、老朽化した住宅の建替えや改善・補修を行うことが必要ですが、近年、建設が続いている民間賃貸住宅等の供給数の推移を考慮しつつ、快適で美しい環境のまちづくりを推進するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅整備を図っていくことが必要となっています。

(2) その対策

ア 水道の整備

①水道施設の老朽化に伴い、緊急度の高い施設から計画的に整備することにより、安全で安定した水道水の供給を図ります。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|-------------|-----|-----|------|
| 水道料金有収率 (%) | 64 | 75 | 実績 |

イ 下水道の整備

- ①老朽化施設の機能の保全・向上のため、地域の特性や費用対効果を踏まえ、適切な維持管理と計画的な改修・更新を図ります。
- ②下水道区域以外の汚水処理のため、合併処理浄化槽設置に対し助成を行います。

ウ 廃棄物の処理

- ①ごみ収集の円滑化及び効率化を図るため、収集・処理体制の充実に努めます。
- ②町民・事業者・行政が一体となって3Rを推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。
- ③産業廃棄物の適正処理の徹底に努めます。

- ④許可業者によるし尿の適正な収集・運搬に努めるとともに、十勝圏複合事務組合による処理体制の充実に努めます。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|---------------|-----|-----|------|
| 家庭系ごみの排出量（トン） | 440 | 400 | 実 績 |

エ 消防施設

- ①消防署、消防団の消防力の充実に努め、近年の大規模自然災害に対応でき得る組織の確立に努めます。
- ②救急隊員の資質向上に努めるとともに、町民に対し救命率の向上に直結する応急手当の知識、技術についての講習を重点的に実施します。
- ③消防設備の整備については、耐用年数を考慮した計画的な更新に努めるとともに、建物、防火水槽等の耐震化構造への更新を図ります。
- ④消防団による地域に密着した防火意識の啓発と、消防署による企業や施設の防火査察の強化を推進します。

オ 公営住宅

- ①快適な居住環境を備えた町営住宅への更新を進めます。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|-----------------------|-----|-----|------|
| 町営住宅 茂岩末広町団地 建替え戸数（戸） | — | 8 | 実 績 |

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--|-----------------------|---|--|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 簡易水道 | 水道施設の計画的な整備 配水管布設替え、水道管理図整理、 電器計装、機械設備等 | 町 | |
| | | 水道メーター器の更新 | 町 | |
| | (2) 下水処理施設 公共下水道 | 下水道施設の整備充実 ストックマネジメント計画等策定 | 町 | |
| | | 下水処理施設の改修、更新 | 町 | |
| | その他 | 合併処理浄化槽設置に対する助成 | 町 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設 | 一般廃棄物運搬委託料 | 町 | |
| | | 処理費組合分担金 新中間処理施設整備事業 | 町 | |
| | (5) 消防施設 | 高規格救急自動車の更新 | とちがひ広域 消防事務組合 | |
| | | 消防団車両更新 第1分団水槽付ポンプ車 1台 第2分団水槽付ポンプ車 1台 第3分団ポンプ車 1台 大津分団水槽付ポンプ車 1台 大津分団可搬ポンプ車 1台 | 町 | |
| | | デジタル無線機器更新 | とちがひ広域 消防事務組合 | |
| | | モーターサイレン更新 | 町 | |
| | | 消防水利の更新 防火水槽 6基 | 町 | |
| | | 消防庁舎等の改修 消防庁舎改築等 | 町 | |
| | | (6) 公営住宅 | 公営住宅等長寿命化計画に基づく町営住宅の改善等 屋根・外壁塗装、個別改善等 | 町 |
| 町営住宅の建替え 設計 4棟8戸、建設 4棟8戸、 除却 5棟10戸 | 町 | | | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備に係る施設の整備等については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、次のように定めています。

1 - (4) 町営住宅 (P.28)

計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいくことを基本とし、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。詳細計画については、「豊頃町公営住宅等長寿命化計画」「豊頃町住生活基本計画」に基づき実施します。

2 - (3) 簡易水道 (P.30)

簡易水道の給水開始から 40 年近くが経過し、施設・機械設備の老朽化が進行しているため、計画的な施設更新などを進めます。

また、導・配水管については、法定耐用年数（40 年）を経過する管路の割合が増加するため、重要度・優先度・耐震性を考慮し、計画的な更新に努めます。

2 - (4) 下水道 (P.30)

老朽化した機器・設備の長寿命化対策を講じるため、「豊頃町下水道施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を進めます。

管路については、耐用年数を迎えるまでまだ期間があるが、調査・点検を通じた予防保全型維持管理に基づき修繕等によって長寿命化につなげます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

少子高齢化が進む過疎地域において、安心して子どもを産み育てることができ、環境をつくることは重要な課題であり、本町では妊娠・出産・子育てに至るまで、子育て支援センターが、保護者の育児不安などへの支援のために親子交流や赤ちゃん広場、一時保育、学童保育所事業など切れ目のない支援を実施しています。しかし、子育て保護者の負担感は大きく高校生までの医療費無料化など、子どもの成長に合わせた経済的な援助が必要となっています。

今後も、子ども子育て支援事業計画の見直しや子ども家庭センターの整備など、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりを進める必要があります。

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本町では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに見直し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、各種健診・介護予防事業を展開しているほか、保健・医療・福祉サービスが総合的に提供できる包括的支援事業を実施するとともに、地域ケア会議を定例開催しています。

しかし、高齢者の増加により地域における介護等の担い手不足が深刻となっており、今後は日常生活上の軽度な支援を必要とする高齢者をボランティアや地域の助け合いにより支援していく仕組みを創設することが必要となっています。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ①子どもの健やかな成長のため、子育て支援事業を着実に推進します。
- ②子育て家庭の実情把握と子ども等に関する相談等に対応し、切れ目のない支援を行います。
- ③児童・乳幼児を安全・安心に保育ができる環境を整備します。
- ④子育て家庭の経済的な負担軽減を図るため、各種支援制度の充実を図ります。
※過疎地域持続的発展特別事業：次世代育成支援金の支給
- ⑤乳幼児等医療費給付事業（町単独分）における、対象年齢の高校生までの拡大を継続して実施します。
※過疎地域持続的発展特別事業：高校生までの医療費無料化

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|------------------|-----|-----|------|
| 子育て支援サービスの利用度（％） | 62 | 65 | 実績 |

イ 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ①介護予防・生活支援の充実を図るとともに、要支援・要介護高齢者に対する各種サービスの提供体制の充実に努めます。
- ②高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ③在宅での生活が困難な低所得世帯の高齢者を対象に、施設への入所措置と援護町としての措置費の負担を行い、要援護高齢者の福祉の向上を図ります。
- ④多様な交流機会の確保に努めるとともに、老人クラブなどの団体活動を支援します。
※過疎地域持続的発展特別事業：福祉タクシー乗車券交付事業

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|-----------------|-----|-----|------|
| 福祉タクシー乗車券使用率（％） | 50 | 60 | 実績 |

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|----------------------------------|--|------|----|
| 6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進 | (1) 児童福祉施設 保 育 所 | 保育所設備の整備 | 町 | |
| | (8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児 童 福 祉 | 次世代育成支援金の支給 (事業内容) 出産祝金、健全育成支援金を支給する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図る必要がある。 (事業効果) 明日のまちづくりを担う児童の健全な育成と、出産期から育児期に合わせた切れ目のない支援を行なうことで安心して子育てができる環境づくりが促進される。 | 町 | |
| | | 高校生までの医療費無料化 (事業内容) 満 18 歳に達する年度までの医療費自己負担分を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図る必要がある。 (事業効果) 子育て家庭に対して経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりが促進される。 | 町 | |
| | 高齢者・ 障害者福祉 | 福祉タクシー乗車券交付事業 (事業内容) 高齢者を対象にタクシー利用助成券を交付する。 (事業の必要性) 通院・買い物などの外出機会の拡大及び移動手段の利便性が求められる。 (事業効果) 高齢者の経済的負担の軽減が図られる。また、日常生活における交通手段が確保される。 | 町 | |

| | | | | |
|-------|--|--|---|--|
| | | <p>高齢者等暑熱対策事業 (事業内容) 高齢者世帯を対象に、住宅への暑熱対策（エアコンの整備など）への支援を行う。</p> <p>(事業の必要性) クーリングシェルターなどへの移動が困難な家庭も多く、住宅環境の改善を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 住宅への暑熱対策に係る費用の一部を支援することにより、近年の異常気象への対応、熱中症リスクの低減などが図られる。</p> | | |
| そ の 他 | | <p>福祉灯油券交付事業 (事業内容) 1世帯につき200リットル分の灯油券を交付（薪などの場合は上記相当額を助成）</p> <p>(事業の必要性) 低所得世帯の冬期間における暖房用燃料の購入費用の負担軽減を図る必要がある。</p> <p>(事業効果) 低所得世帯の経済的負担を軽減し、冬期間における生活の安定が図られる。</p> | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る施設の整備については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、次のように定めています。

1－(2) 子育て支援施設及び1－(3) 福祉・医療関連施設 (P.28)

老朽化の高い施設については、すでに大規模改修や修繕を行い、長寿命化を図っています。今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるように管理を行います。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町では、町立豊頃医院、町立大津診療所及び町立歯科診療所の3箇所で一次医療を担っており、高齢者等の通院手段の確保のため、患者輸送車を運行しています。

診療科目以外の医療及び高次医療等は、帯広市等の医療機関が担っており、町外で受診する患者も多い状況にあります。また、帯広厚生病院は十勝の三次救急医療機関として高度な設備を備え、専門的な医療や治療を行っています。

高齢化が進む中、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域医療が求められており、今後は、医療機器の整備と医療水準の向上、患者送迎体制の充実を図り、地域医療構想を踏まえつつ必要な医師等を確保するとともに、広域的な連携を強化し、安心して健康に暮らせる医療体制の充実を図る必要があります。

(2) その対策

- ①町立豊頃医院及び町立歯科診療所の設備の整備と町外医療機関との連携により、医療体制の充実を図ります。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-----------------|---|----------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 診療所 | 医療機器の整備、充実 豊頃医院医療機器等更新 一式 電子カルテ更新 一式 レントゲン機器更新 一式 豊頃歯科診療所機器等更新 一式 | 町 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に係る施設の整備については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、次のように定めています。

1 - (3) 福祉・医療関連施設 (P.28)

老朽化の高い施設については、すでに大規模改修や修繕を行い、長寿命化を図っています。今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるように管理を行います。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 小・中学校施設の整備

本町には、小学校が2校、中学校が1校あり、それぞれの規模や地域の特性を生かした教育活動を行うとともに、「報徳のおしえ」を基盤とした小中連携教育に取り組み、小中一貫教育を見据えた学校づくりを推進しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、学校、家庭、地域が連携し、あらゆる手段で子どもたちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立ち、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備するなど、いかなる状況においても継続した学びを実現できるよう教育環境の充実に努めています。

学校施設においては、学校施設長寿命化計画により、学校施設の維持・管理等を確実に推進するとともに、小中一貫教育を効果的・効率的に実現するため、豊頃小学校・豊頃中学校併設校として整備を進め、供用を開始しています。

今後は併設校舎のメリットを生かし、更なる小中学校連携教育の推進を図っていく必要があります。

学校給食センターは、供用開始から22年が経過し蒸気ボイラーや調理機械・器具などの修理費が年々増加していることから、食器類を含め計画的な更新が必要となっています。

イ 集会施設、体育施設その他の社会教育施設等の整備

社会教育施設は、図書館・文化ホール・視聴覚室等が整備された生涯学習施設「える夢館」と各地域のコミュニティセンター等が連携して、生涯学習・社会教育活動の場として自己の学習や団体活動、各種集会等に利用されています。

体育施設は、総合体育館や野球場、ナイターソフトボール場、町民プールなどの施設を整備し多くの町民に利用されていますが、老朽化している施設もあり適切な維持管理が必要となっています。

ウ 生涯学習の推進

少子高齢化の進行やICTの進歩に伴い、子どもや家庭を取り巻く環境が変化していく中で、町民一人ひとりが生涯にわたって自己の求める学習活動を展開できる環境を整備し、その学習成果をまちづくりや地域の子どもの成長に生かすことができる生涯学習社会の実現を目指す必要があります。

また、本町には、豊かな自然、十勝発祥の地の歴史、さらには報徳のおしえなど、子育てには良好な環境がそろっており、こうした本町の特色を生かした生涯学習の推進を関係機関と連携しながら進めていくことが求められています。

そのためには、人・家庭・地域とのつながりを持てるコミュニティスクール

地域・学校が連携を図り、一体となって子どもを育てる体制づくりを推進します。

②町民の多様化する学習ニーズに対応するため、的確な学習情報の提供と相談体制の充実、学習指導者の養成・確保と活用の促進を図ります。

③多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、学習指導者の養成・確保と活用体制の充実を図ります。

④生涯学習活動を充実、発展させるための体制整備と町民の学習活動への支援を行います。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------------|---------------------------------|----------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連 施設 校 舎 | 学校施設の整備、改修 学校施設の整備・改修 | 教委 | |
| | 教職員住宅 | 教職員住宅の整備、改修 維持修繕・解体撤去 | 教委 | |
| | スクールバス・ ポート | 安全な通学手段の確保 スクールバス購入 1台 | 教委 | |
| | 給食施設 | 調理機械器具及び食器類の更新等 機械器具・食器類の更新 | 教委 | |
| | | 施設修繕及び更新 蒸気ボイラー、空調設備等 | 教委 | |
| | | その他施設及び敷地内の整備 外壁塗装、配送車更新 | 教委 | |
| | そ の 他 | 設備、教材教具の充実 教材教具の購入、副読本編集・印刷 | 教委 | |
| | | I C T教育の充実 端末、教材教具購入等 | 教委 | |
| | | 道徳教育、体験的教育の充実 国際姉妹都市への中学生派遣 | 町 教委 | |
| | | 多様なニーズに対応した教育の支援 要保護、準要保護援助等 | 教委 | |
| | | 学校保健、安全教育の充実 児童生徒健康診断等 | 教委 | |
| | | 教職員の健康管理 健康診断、ドック助成等 | 教委 | |

| | | | |
|---|---|----|--|
| | ふるさと給食等の実施 地場食材の購入 | 教委 | |
| (3) 集会施設・体育施設等 集会施設 体育施設 その他 | 各種学習施設の整備・充実 | 教委 | |
| | 町民皆スポーツ・身近なスポーツの推進 各スポーツ教室の開催 | 教委 | |
| | 既存施設の維持修繕 総合体育館、町民プール等 | 教委 | |
| | 既存施設の整備 トレーニング器具更新 | 教委 | |
| | スポーツ団体・指導者の育成 体育振興団体の育成等 | 教委 | |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育 高等学校 | 小中高等学校等入学祝金の支給 (事業内容) 小中高等学校等入学時に祝金を支給する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図る必要がある。 (事業効果) 子育て家庭に対して経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりが促進される。 | 教委 | |
| | 小中高等学校等修学旅行費交付金 (事業内容) 小中高等学校等の修学旅行費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図る必要がある。 (事業効果) 子育て家庭に対して経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりが促進される。 | 教委 | |
| | 高等学校等就学助成金 (事業内容) 町外の高等学校等に就学する生徒保護者へ通学費等の一部を助成する。 (事業の必要性) 子育て家庭の経済的負担の軽減を図る必要がある。 (事業効果) 子育て家庭に対して経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりが促進される。 | 教委 | |

| | | | |
|---------|------------------|----|--|
| (5) その他 | 家庭教育学級の開設 | 教委 | |
| | コミュニティスクールの運営 | 教委 | |
| | 報徳のおしえ推進委員の養成・活用 | 教委 | |
| | 地域づくり協議会への支援 | 教委 | |
| | 社会教育団体の活動支援 | 教委 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興に係る施設の整備については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、次のように定めています。

1 - (7) スポーツ施設 (P.29)

スポーツ施設を中心となる総合体育館の老朽化が進んでおり、計画的な改修や修繕での長寿命化を図るとともに、各施設の利用状況を踏まえ、更新時の対応を検討します。

1 - (8) 社会教育施設 (P.29)

社会教育施設については、計画的な改修や修繕で、長寿命化を図り、地域住民の社会教育活動の拠点として、利用促進を図ります。

1 - (9) 学校教育施設 (P.29)

学校の統廃合に関しては、過去に進めてきた結果、現在は小学校2校、中学校1校となっています。

豊頃中学校校舎は耐力度調査の結果、構造上危険な建物と判断されたため改築することとし、公共施設マネジメントの観点から小中学校の施設機能の集約化、小中連携教育及び将来的な一貫教育に備えるため、現在の豊頃小学校校舎を渡り廊下で連結した構造とし、豊頃小学校についても長寿命化改修を図ることにより一体型併設校舎の実現を目指します。

なお、大津小学校については耐震化や屋内運動場の天井について落下防止対策を完了しており、計画的な改修や修繕で長寿命化を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町の集落は、役場庁舎が所在する茂岩市街を中心として4地区の基幹集落と20か所の点在集落により構成されていますが、4か所の基幹集落は都市計画がないことから、それぞれの地域の特性と課題を的確に把握した上で、生活環境に配慮した計画的な市街地形成を図る必要があります。

また、近年、人口減少によって空き家・空き地が増加するとともに、地域の互助機能が低下しコミュニティの維持が困難になっている地域があることから、地域の活性化を図るため行政区単位の再編を検討する必要があります。

(2) その対策

- ①土地利用計画を策定し各集落の特色を生かした整備を推進します。
- ②市街地の活性化に向けた空き地の有効活用を支援するとともに、商工会や関係団体と連携し活用方策を検討します。
※過疎地域持続的発展特別事業：特定空家等解体撤去補助事業
- ③未利用町有地の有効活用を図るとともに、必要に応じて適正な処分を進めます。
- ④協働のまちづくり地域提案支援事業を実施し、地域活動を支援することにより、地域でのつながりを支援します。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--|------|----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 特定空家等解体撤去補助事業 (事業内容) 認定された特定空家に係る解体及び撤去費用の一部を助成する。 (事業の必要性) 市街地に特定空家等が放置されることにより防犯・防災上の問題となっている。 (事業効果) 住民の安全・安心を確保することができる。 | 町 | |
| | (3) その他 | 未利用町有地の処分 | 町 | |

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は十勝発祥の地として令和2年に開町140年を迎え、十勝開拓の歴史を示す数多くの貴重な資料を有しているほか、二宮獅子舞神楽や和太鼓など地域伝統文化が根付いています。このため、生涯学習施設「える夢館」を有効活用し、これらの貴重な郷土資料の保存・展示を行い、教育的活用を図るとともに、優れた伝統文化を体験する場の提供が必要となっています。

今後は、特色ある自然や歴史を生かしながら、貴重な文化財の保護・保存・活用を図り、文化の薫り高い町としての環境づくりを図っていく必要があります。

(2) その対策

- ①芸術・文化にふれる機会の拡充や図書館の充実、特長を生かした文化の創造により、文化意識の高揚を図ります。
- ②文化団体の育成や学習成果の発表機会の拡充、身近な鑑賞機会の充実により、文化活動の促進を図ります。
- ③文化財や郷土資料の保護・保存と多様な活用を進め、文化財保護意識の高揚と伝統文化の継承を図ります。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|--------------------|-------|-------|------|
| 芸術・文化鑑賞機会の年間提供数（回） | 3 | 4 | 実績 |
| はるにれホールの年間利用者数（人） | 4,731 | 7,000 | 実績 |

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|--------------|----------------------------------|----------|----|
| 10 地域文化の 振興等 | (3) その他 | 芸術、文化鑑賞会の充実 町民芸術鑑賞会、公演実施団体支援等 | 教委 | |
| | | 図書館の充実 郷土文芸誌発行、図書購入、講座開催 等 | 教委 | |
| | | 文化団体の育成 | 教委 | |
| | | 学習成果の発表機会の充実 | 教委 | |
| | | 社会教育施設の整備充実 える夢館、二宮報徳館 | 教委 | |
| | | 指定文化財の保護、活用 | 教委 | |
| | | 文化財保護団体等の育成 | 教委 | |
| | | 文化財の調査、研究 | 教委 | |

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に係る施設の整備については、公共施設等総合管理計画で定める施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、整合性を図りつつ適正に事業を進めます。

なお、施設類型ごとの管理に関する基本方針の中で、次のように定めています。

1 - (8) 社会教育施設 (P.29)

社会教育施設については、計画的な改修や修繕で、長寿命化を図り、地域住民の社会教育活動の拠点として、利用促進を図ります。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町には、再生可能エネルギーにつながる第一次産業や森林資源、豊富な水量を誇る十勝川、長い日照時間や風力などの気候条件など、様々な地域資源が存在していますが、それらの資源を有効利用できていない状況です。そうしたなか、令和6年3月に「豊頃町地球温暖化対策実行計画」を策定し、ゼロカーボンシティ宣言をしました。

計画策定を契機とし、今後は、地域特有の資源をクリーンで再生可能なエネルギーとして活用し、農林水産業や商工業をはじめ町民生活に還元していくため、町民への啓発活動や家庭での自主的な取組みへの支援、環境保全意識の高揚を図りながら取組みを進める必要があります。

(2) その対策

①再生可能エネルギーの調査・研究を行うとともに、導入に向けた取組みを進めます。

(3) 計 画

事業計画（令和8年度～12年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|--------------------------------------|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの 利用の推進 | (3) その他 | 再生可能エネルギーの調査・研究及び公共施設等への率先的導入 | 町 | |
| | | 再生可能エネルギー設備の導入支援 ゼロカーボン推進加速化事業補助金 | 町 | |

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全及び再生

本町は、十勝川をはじめ多くの河川が流れ、潤い豊かな水辺空間に恵まれるとともに、これらの河川流域を中心とする平坦地には、美しくのどかな農村空間が広がり、水と緑の豊かな自然景観を誇っています。

本町ではこの豊かな自然景観を、町民と一体となって守り育てながら環境美化運動の促進、景観に配慮したまちづくりなど、景観保全に関する取組みを進めてきました。

今後も、豊かな自然景観の保全をはじめ、良好な景観づくりを町民との協働のもとに推進するとともに、景観形成に関する指針づくりを進め美しく潤いのあるまちづくりを町民と一体となって進めていく必要があります。

イ 河川の整備

本町には、大小多くの河川や湖沼が点在し、一部の河川は暫定改修済みであるものの、ほとんどが未改修となっています。また、本町は1級河川十勝川の最下流域に位置し、河川勾配も緩やかであることから、大雨のたびに洪水による住宅浸水や農地冠水の被害を受けています。

近年、気候変動の影響による突発的な降雨や記録的大雨が頻発し、十勝川整備計画の見直しや、内水氾濫等の被害に備える内水排除施設の早急な整備が望まれるとともに、河畔林の適正な伐採による流下能力の向上や流木対策の実施など、安全・安心で災害に強い河川整備を行う必要があります。

ウ 海岸の整備

本町は延長 20 kmの海岸を有し、漁業基地である大津漁港、観光地で原生花園がある長節湖や湧洞湖に面し、夏はマリンレジャーやキャンプ、秋はサケ釣り、厳冬期にはジュエリーアイス観賞など、大勢の観光客が海岸へ訪れていますが、大雨のたびに十勝川から大量の流木が海岸に漂着するため、上流河川の整備を関係機関へ要請しています。

また、本町は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、海岸に面する大津市街は津波等の危険区域にあるため、築山や国道336号沿いの避難場所を整備していますが、避難路をはじめとした避難施設や各種防災情報システムなどの情報伝達網、災害対応に必要な備蓄品・資機材等

の整備を進め、自主防災体制の強化や防災知識の普及を図り、町民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

エ 治山対策

本町は、総面積の約6割が森林であり、豊かな自然に恵まれる一方で、丘陵地が占める割合が多く、脆弱な地質を有し、地震や大雨等による被害を受けやすい条件にあります。さらに近年は、これまでの観測記録を上回るような豪雨が頻発するようになり、地すべりなどの山地災害が懸念されます。

町民の生命・財産と森林の有する国土の保全機能を守るため、地すべり危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流などの予想箇所について、砂防関係施設の整備を推進する必要があります。

オ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

過疎地域である本町の持続的発展を図る上での現状と問題点を各項目で記述しましたが、本町の最上位計画「第5次豊頃町まちづくり総合計画」で定めた町の将来像『やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ』を持続発展的に推進するためには、同計画との整合性を図り着実に事業を推進することが重要です。

複雑・多様化する町民ニーズに的確に対応し、きめ細やかな公共サービスを提供するため、行政区・町内会やボランティア、NPO、各種団体、事業者、町民など、地域で活動する多様な主体と行政が、今まで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことが求められます。

このことから本町では、町民・地域からの協働のまちづくり地域提案支援事業交付金制度により、地域の福祉事業や環境美化活動、防災事業などのほか、地域が独自に考えた事業や活動に対する助成を行っています。

また、まちづくり活動を進めるためには、まちづくり団体や人材育成のほか、コミュニティ活動の拠点となる施設が重要な要素であるため、公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら施設の整備も課題となっています。

(2) その対策

ア 自然環境の保全及び再生

- ① 広報による啓発活動や各種機会を通じ、町民の環境保全意識の高揚を図り、環境保全に関する各種の実践活動を促進します。
- ② 景観形成に関する指針を策定し、景観整備を推進します。

イ 河川の整備

- ①町管理河川においては、河川巡視により河岸や河床の状況把握に努め、河川の多面的機能が十分に発揮されるよう、河川整備を計画的に進めます。
- ②国や北海道が管理する河川については、河道整備、整備計画の見直し、内水排除施設の設置を強く要請します。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|------------------------|-----|-----|------|
| 国管理河川における内水排除施設設置数（箇所） | 9 | 12 | 実 績 |

ウ 海岸の整備

- ①漂着流木の処理やごみの不法投棄対策など、海岸の環境整備を推進します。
- ②大津地区を災害から守るため、海岸の整備を国や北海道に要請します。

エ 治山対策

- ①地すべりなどの山地災害を防止し町民の生命と財産を守るため、治山事業を推進します。また、森林を保全するため、保安林機能の維持増進を図ります。

オ その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- ①協働のまちづくり活動を活発に展開するため、意識の啓発と活動支援を行います。
※過疎地域持続的発展特別事業：協働のまちづくり地域提案支援事業
- ②協働のまちづくり活動を推進するため、まちづくり団体や人材の育成を図ります。
- ③地域住民のコミュニティ活動が円滑に行われるよう、集会施設等の効率的運営と適正管理に努めます。

■設定目標

| 項 目 | 現状値 | 目標値 | 把握方法 |
|------------------------|-----|-----|------|
| 協働のまちづくり地域提案事業活用件数（件） | 57 | 60 | 実 績 |
| 協働のまちづくり地域提案事業活用金額（万円） | 318 | 350 | 実 績 |

(3) 計 画

事業計画（令和 8 年度～12 年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|----------------------------------|--|------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 自然環境の保全及び再生 河川の整備 治山対策 | 町管理河川の整備 支障木伐採 河道掘削 | 町 | |
| | | 小規模治山事業の推進 | 町 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 協働のまちづくり地域提案支援事業 (事業内容) 行政区等地域が実施主体となり、非営利で公共性が高い環境整備等の事業に対して、助成金を交付する。 (事業の必要性) 地域住民と行政が協力しあう「協働のまちづくり」を推進する必要がある。 (事業効果) 住民と行政が一体となって連携したまちづくりを進めることで、協働のまちづくりが図られる。 | 町 | |

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|---------------------------------|----------------------|---------------------|--|
| 1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成 | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住 | 空き家・空き地利活 用事業補助 | 町 | |
| | | 定住促進等住宅取 得補助事業 | 町 | |
| | | 定住促進賃貸住宅 建設事業 | 町 | |
| | | 町外通勤者助成事 業 | 町 | |
| | | 定住、移住促進に関 する情報の発信 | 町 | |
| | | 就業者促進事業補 助 | 町 | |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業 | 産業振興事業補助 金による支援 | 町 | |
| | 商工業・6次 産業化 | プレミアム付き商 品券発行事業 | 町 | 商品券発行により町内の消費 拡大が促進され、将来にわた り商店等の安定した経営の継 続が図られる。 |
| 4 交通施設の 整備、交通手段 の確保 | (9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通 | コミュニティバス 運行事業 | 町 | |
| 6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進 | (8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉 | 次世代育成支援金 の支給 | 町 | |
| | | 高校生までの医療 費無料化 | 町 | |
| | | 高齢者・ 障害者福祉 | 福祉タクシー乗車 券交付事業 | 町 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続 的発展特別事業 | 小中高等学校等入 学祝金の支給 | 教委 | |
| | | 義務教育 | 小中高等学校等修 学旅行費交付金 | 教委 |

| | | | | |
|------------------------|---------------------------|------------------|----|--|
| | 高等教育 | 高等学校等就学助成金 | 教委 | |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備 | 特定空家等解体撤去補助事業 | 町 | |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 協働のまちづくり地域提案支援事業 | 町 | |



豊 頃 町
過疎地域持続的發展
市 町 村 計 画